２　協会は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一　被保険者等記号・番号並びに氏名及び生年月日

二～五　（略）

３～５　（略）

（休業手当金の支給の申請）

第百十三条　法第八十五条第一項の休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者等記号・番号又は個人番号

二～九　（略）

２・３　（略）

（障害年金又は障害手当金の支給の申請）

第百十五条　障害年金又は障害手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者等記号・番号又は個人番号

二～九　（略）

２・３　（略）

（行方不明手当金の支給の申請）

第百二十六条　行方不明手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。

一　（略）

二　行方不明となった者の被保険者等記号・番号又は個人番号、氏名、生年月日及び住所

三～七　（略）

２　（略）

（遺族年金の申請）

第百二十九条　遺族年金の支給を受けようとする者（次条第一項又は第百三十一条第一項の規定に該当する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　被保険者又は被保険者であった者の氏名、生年月日、住所、死亡の年月日及び被保険者等記号・番号又は個人番号

四～十一　（略）

２～５　（略）

２　協会は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一　被保険者証の記号及び番号並びに氏名及び生年月日

二～五　（略）

３～５　（略）

（休業手当金の支給の申請）

第百十三条　法第八十五条第一項の休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二～九　（略）

２・３　（略）

（障害年金又は障害手当金の支給の申請）

第百十五条　障害年金又は障害手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二～九　（略）

２・３　（略）

（行方不明手当金の支給の申請）

第百二十六条　行方不明手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。

一　（略）

二　行方不明となった者の被保険者証の記号及び番号又は個人番号、氏名、生年月日並びに住所

三～七　（略）

２　（略）

（遺族年金の申請）

第百二十九条　遺族年金の支給を受けようとする者（次条第一項又は第百三十一条第一項の規定に該当する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　被保険者又は被保険者であった者の氏名、生年月日、住所、死亡の年月日並びに被保険者証の記号及び番号又は個人番号

四～十一　（略）

２～５　（略）